

令和 8 年度奈良県職員採用選考試験案内

＜保健師・社会福祉職（保育士、児童指導員、児童福祉司、社会福祉主事）・心理判定員＞

令和 8 年 5 月 8 日

奈良県総務部人事課

受付期間	令和 8 年 5 月 1 1 日（月）～令和 8 年 6 月 8 日（月）正午
試験日	令和 8 年 6 月 2 1 日（日）
試験会場	奈良県人権センター〔奈良市大安寺 1 丁目 2 3－1〕
※ この試験に関する問い合わせ及び受験申込みは 奈良県総務部人事課人事係	
〒630-8501 奈良市登大路町 3 0 番地 電話 0 7 4 2－2 7－8 3 4 9	

1. 募集内容

試験職種		採用予定人員	職務内容
保健師		3 名程度	保健行政を担当する本庁の課、保健所等に勤務し、保健事業の企画や保健指導等に従事します。
社会福祉職	保育士	1 名程度 （※）	障害児施設等に勤務し、児童に対して、独立自活に必要な指導、援助などに従事します。
	児童指導員	1 2 名程度	障害児施設又はこども家庭相談センター等に勤務し、児童に対して、独立自活に必要な指導、援助又は一時保護などに従事します。
	児童福祉司	1 0 名程度	こども家庭相談センターや福祉事務所等に勤務し、虐待・育成等の児童相談対応、指導及び支援業務、又は、生活保護に関する相談対応、受給者宅等の訪問・調査、認定及び保護費算定業務など福祉行政に関する業務に従事します。
	社会福祉主事		
心理判定員		7 名程度	こども家庭相談センター、福祉行政を担当する本庁の課等に勤務し、児童虐待対応業務、相談業務、心理判定業務及び児童福祉行政に関する業務に従事します。

※保育士については、必要に応じて 1 名程度の補欠合格者を出す可能性があります。

2. 採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日
なお、既卒者（有資格者）は令和 9 年 4 月 1 日より前に採用することがあります。

3. 受験資格
- 次の（１）～（４）の要件をすべて満たす人
- （１）年令等要件
昭和 6 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- （２）地方公務員法第 1 6 条各号のいずれにも該当しない人
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （３）国籍等要件
保健師、保育士、児童指導員、心理判定員：日本国籍を有しない人も受験可能。
但し、在留活動に制限のない在留資格を有すること。
※なお、「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。
児童福祉司、社会福祉主事：日本国籍を有しない人は受験できません。
- （４）資格等要件
保健師：保健師免許を有する人又は令和 9 年に実施される保健師国家試験により当該免許を取得する見込みの人
保育士：保育士資格を有する者又は令和 9 年 3 月末までに保育士資格を取得する見込みの者。
※採用日までに、児童福祉法により都道府県知事への保育士登録が必要ですので、登録手続きを行ってください。同法第 18 条の 5 各号に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。
また、採用にあたっては、任命権者において、同法第 18 条の 20 の 4 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。

児童指導員：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 4 3 条に規定する児童指導員の任用資格を有する者又は令和 9 年 3 月末日までに同任用資格を取得する見込みの者

※児童指導員の任用資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 4 3 条）

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したものの
- 十 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十一 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

児童福祉司：児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 3 条第 3 項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者又は令和 9 年 3 月末日までに同任用資格を取得する見込みの者

※児童福祉司の任用資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

（児童福祉法第 1 3 条第 3 項）

- 一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- 二 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であって、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第八号及び第六項において同じ。）に従事したものの
- 四 医師
- 五 社会福祉士
- 六 精神保健福祉士
- 七 公認心理師
- 八 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であって、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 九 第二号から前号までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、内閣府令で定めるもの

社会福祉主事：社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和 9 年 3 月末日までに同任用資格を取得する見込みの者

※社会福祉主事の任用資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

（社会福祉法第 1 9 条第 1 項）

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

心理判定員：学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人、又は令和 9 年 3 月末日までに卒業見込みの人

※いずれの職種も資格取得見込みで受験した人が、令和 9 年 3 月 3 1 日までに当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

4. こども性暴力防止法が施行されることに伴う措置

令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等と接する業務の従事者については、各任命権者が特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う必要があります。

ア 保育士、児童指導員、児童福祉司及び心理判定員を受験する方

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、児童等と接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

イ 上記ア以外を受験する方

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、児童等と接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

5. 試験日時・試験会場・合否発表

試験	試験日時	試験会場	合否発表
第一次試験	令和8年 6月21日(日) 受付時間 12時00分～ 専門試験開始 12時50分 専門試験終了 14時20分頃	奈良県人権センター (奈良市大安寺1丁目23-1)	令和8年7月10日(金)＜予定＞ 〔第一次試験受験者全員に合否通知を〕 を郵送します 奈良県人事課のホームページへの掲示もします。
第二次試験	第一次試験合格者に対して、令和8年7月28日(火)～7月31日(金)＜予定＞のうち指定する1日に実施します。 ※応募状況により、上記以外の日程になる事があります。	奈良県コンベンションセンター(予定) (奈良市三条大路一丁目691-1)	令和8年8月17日(月)＜予定＞ 〔第二次試験受験者全員に合否通知を〕 郵送します 奈良県人事課のホームページへの掲示もします。

6. 試験等の概要

種 目		配 点	内 容
第一次試験	専門試験	【全職種】 150点	職務に必要な専門知識及び文章の構成力・表現力などについての試験を行います。(90分)
第二次試験	口述試験	300点	個別面接及び集団討論による試験を行います。

- ※ 合否決定は、次のとおり行います。
- 【全職種】
- 第一次試験については、専門試験の得点（150点満点）により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点（450点満点）により決定します。
- ※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。
- ※ 受験者数等により、集団討論を実施しない場合があります。

7. 受験手続

申 込 方 法	・「奈良スーパーアプリ」による電子申請（スマートフォンからの申込みも可能） ※奈良スーパーアプリには、奈良県職員採用情報サイト（以下 URL）よりアクセスできます。 【URL】https://www3.pref.nara.jp/narakensaiyou/ ・試験の詳細については、奈良県総務部人事課のホームページ（以下 URL）をご覧ください。奈良県職員採用情報サイトからでもアクセスできます。 【URL】https://www.pref.nara.lg.jp/n019/9063.html ・「@office.pref.nara.lg.jp」「@ml-nsa.pref.nara.jp」のドメインを受信できるように設定してください。 ・期間内に申込が完了したもの限り受け付けします。受付最終日はシステムが混み合うおそれがあるほか、申込者の環境によりエラーになる場合もありますので、余裕を持って手続してください。 ・申込みができる試験職種は一つに限ります。受付後の変更は認めません。 ・インターネット申込ができない方は、必ず5月25日（月）までに問い合わせてください。
手続きの流れ	1. 申込登録 ・奈良スーパーアプリへログインするには奈良スーパーアプリのアカウント登録が必要になります。 ・画面に従って必要事項を入力してください。 ・登録された情報については、人事課が実施する業務、合格から入庁までの間の連絡及び採用に関する業務に利用します。 2. 審 査 ・申込内容を審査します。審査完了後は試験分野の変更ができません。 ・申込内容に確認の必要があれば通知します。 ・通知を確認いただき、修正が必要な場合は対応ください。申込締切までに対応いただけなかった場合は、受験できなくなる場合があります。 ・審査完了の通知はありません。マイページにログインし、手続状況一覧画面で確認できるステータスが「審査済み」もしくは「申請手続完了」となっていれば審査が完了しています。 3. 受験票の印刷 ・申込締切後、1週間程度で受験票発行メールを送信します。受験票を印刷し、必要事項を記入の上、写真（最近6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向縦4cm、横3cmのもの）を貼って第1次試験当日に持参してください。 受験申込者 奈良県スーパーアプリへ ログイン ① 申込登録 ② ③ 申込内容修正 ④ ⑤ 受験票発行メール 受信・印刷 奈良県人事課 申込内容受信 審査 受験票発行メール 送 信
受 付 期 間	令和8年5月11日(月)～令和8年6月8日(月) ※初日は午前9時から、最終日は正午までに受信したものを受け付けます。

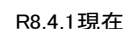
8. 給 与 等

現行初任給 (地域手当込)	保健師	月額 289,620 円 (大学卒業程度で採用前に職歴がなく <u>太和郡山市内勤務の場合</u>) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	保育士	月額 248,444 円 (短大卒業程度で採用前に職歴がなく <u>奈良市内勤務の場合</u>) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	児童指導員	月額 260,467 円 (大学卒業程度で採用前に職歴がなく <u>奈良市内勤務の場合</u>) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	児童福祉司	月額 252,806 円 (大学卒業程度で採用前に職歴がなく <u>奈良市内勤務の場合</u>) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	社会福祉主事	月額 250,430 円 (大学卒業程度で採用前に職歴がなく <u>橿原市内勤務の場合</u>) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	心理判定員	月額 252,806 円 (大学卒業程度で採用前に職歴がなく <u>奈良市内勤務の場合</u>) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
その他手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。	
勤 務 条 件	勤務公署によっては変則勤務になることがあります。	

※なお、初任給等は令和 8 年 4 月 1 日現在の条件で表記しています。
※勤務先が上記と異なる場合、適用される給料表や地域手当の支給割合により、上記初任給と異なることがあります

○試験会場の位置図

会場アクセス（奈良県人権センター）



所在地：奈良市大安寺一丁目2 3番1号

- ・近鉄奈良駅から大安寺バス停 バス約 10 分
- ・ＪＲ奈良駅から大安寺バス停 バス約 5 分

※大安寺バス停から南へ200m（徒歩約 3 分）

大安寺行き	8 1 系統
白土町行き	1 3 5 / 1 3 6 系統
シャープ前行き	7 9 / 8 7 / 9 0 系統
杏南町行き	8 5 系統
イオンモール大和郡山行き	8 6 系統
杏中町行き	1 6 / 1 9 系統

- ・ＪＲ奈良駅から 南へ1200m（徒歩約 20 分）

- この採用選考の応募者は、合格発表の日から1月間、この試験の結果（総合得点及び順位※）について、個人情報の保護に関する法律に基づき口頭により開示を請求することができます。
 なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、奈良県総務部人事課へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月2日は受け付けしていません。）
 ※基準点を満たしていない場合、順位はありません。